

○第36回肥料・飼料等専門調査会

日時：平成22年3月12日（金）10：00～11：15

場所：食品安全委員会 中会議室

議事概要：

（1）対象外物質の食品健康影響評価について

1) アラニン、アルギニン、グリシン、メチオニン

・審議の結果、「動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*動物用医薬品として、アミノ酸の補給等に、飼料添加物として、飼料の栄養成分及び有効成分の補給に用いられています。

2) ロイシン

・審議の結果、「動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*動物用医薬品として、アミノ酸の補給に用いられています。

注) 対象外物質とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質です。